

令和 7 年度 道路台帳修正業務委託（現地調査） 特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

千曲市（以下「発注者」という。）が実施する「令和 7 年度 道路台帳修正業務委託（現地調査）（以下「本業務」という。）」に適用する。

第 2 条 目的

本業務は、発注者が指示する道路状況が変化した箇所（令和 6 年度道路工事）について、道路法及び同法施行規則に基づく道路台帳（図面及び調書）の補正に必要な現地調査を実施するものである。

また、本業務の成果は、現在建設部で運用稼働中の「TAIMS 市道台帳管理及び指定道路管理システム」（以下「TAIMS」という。）にて管理するため、受託者（以下「受注者」という。）は、発注者が指定するシステム保守管理者（以下「システム管理者」という。）の監修のもと作業を行うものとする。

（1）道路現況平面図修正

作業規程の準則に準拠し、数値地形図【道路現況平面図】データ（拡張 DM フォーマット）の修正を行うものである。

（2）道路台帳現地調査

道路台帳に必要な道路構成要素を現地にて測定・調査し、修正済現地調査図面及び区間属性データを作成するものである。

第 3 条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書の他、下記基準等に準拠して履行するものとする。

- （1）測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- （2）測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- （3）道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- （4）道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）
- （5）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- （6）国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）
- （7）地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- （8）地理情報標準（JPGIS）
- （9）長野県測量作業共通仕様書
- （10）長野県道路台帳作成要領
- （11）長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定
- （12）千曲市公共測量作業規程（平成 20 年国地第 230 号作業規程の準則を準用）
- （13）千曲市財務規則及び諸規則
- （14）その他関係法令及び通達等

第 4 条 製品仕様書

受注者は、本業務の測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す製品仕様書を発注者に提案し、発注者及びシステム管理者の承認を得るものとする。製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for

Geographic Information Standard (JPGIS) (以下「JPGIS」という。))に準拠するものとする。

製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、公共測量作業規程における各作業工程を適用するものとする。ただし、この規定における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とする。

第5条 品質評価手順書

受注者は、本業務の成果について「品質の要求、評価及び報告のための規則」に基づき品質評価手順書を作成し、発注者に提出し、発注者及びシステム管理者の承認を得るものとする。

第6条 提出書類

受注者は、本業務の着手に先立ち、下記の書類を速やかに提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 計画工程表
- (3) 技術者等届（経歴書、資格証明書）
 - ①主任技術者
 - ②現場代理人
 - ③作業従事者（人数分）
- (4) 業務実施計画書（製品仕様書、品質評価手順書を含む）

第7条 技術者配置基準

本業務の品質を確保する目的で、技術者に関する基準を以下のとおりとする。

- (1) 主任技術者 資 格：測量士
役 割：業務の管理・統括。作業従事者の指揮。成果品とりまとめ。
雇用条件：直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）として1年以上
- (2) 現場代理人 資 格：測量士
役 割：作業従事者の指揮。成果品とりまとめ。
雇用条件：直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）として1年以上

※当該業務の主任技術者・現場代理人は兼ねることができる。

第8条 報告の義務

本業務実施期間中、受注者は発注者に対し、各作業の着手時・終了時及び随時業務進捗状況を報告するものとし、打ち合わせ協議事項については打ち合わせ記録簿を作成し、発注者の承認を得て、各々が保有するものとする。

第9条 貸与資料の管理

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は借用書を提出し、貸与資料等の破損、改ざん、漏えい、滅失及び盗難事故等の危険に対し技術面及び組織面において合理的な安全対策予防措置を講じ管理し、使用後は速やかに返却するものとする。

第10条 秘密及び中立性の保持

受注者は、業務の処理上知り得たことを他に漏らしてはならない。また、受注者は、常に中立的に業務を遂行し、客観的に判断しなければならない。

第11条 関係官公署への手続き

本業務の実施のために必要な測量法に基づく公共測量申請等、必要な関係官公署等に対する諸手続きは、発注者受注者協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

第12条 再委託の禁止

受注者は、本業務の処理を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

第13条 疑義

本仕様書、業務委託契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

第14条 損害賠償

本業務実施中に受注者の原因によって生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

第15条 検査

受注者は、成果品完了届を発注者に提出し、成果品の内容について検査を受けるものとする。検査に先立ち、検査対象成果品は、社内検査を実施の上、検査報告書と共に、事前に発注者に提出するものとする。なお、必ず、主任技術者が出席のもと検査を受けるものとする。

第16条 完了

発注者は、成果品の検査を行い、検査合格の通知をもって業務完了とする。

第17条 権利の帰属

本業務における成果品等に対して発生する著作権は、受注者が既得している権利を除き、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずして他に公表、貸与、また使用してはならない。

第18条 契約不適合

受注者は、本業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合は、受注者の経費負担により速やかに訂正、補足、報告その他必要な作業を処理するものとする。

第19条 納品場所

本業務の成果品の納品場所は、千曲市道路河川課とする。

第20条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年1月16日までとする。

第21条 変更契約

現地調査の結果、発注数量と作業数量に増減が発生した場合、受注者と発注者協議の上、発注者が変更内

容を妥当と認めたときは、変更契約を締結するものとする。

第2章 業務概要

第22条（補正対象路線）

補正対象路線は下記のとおりとする。

（1）新規認定路線	3 路線・	496.3m
（2）起終点変更路線	1 路線・	17.5m
（3）幅員変更路線	25 路線・	600.9m
（4）舗装変更路線	1 路線・	124m
（5）その他・修正路線	1 路線・	123m
計	32 路線・	1361.7m

第23条（作業項目）

本業務の作業項目は下記のとおりとする。

（1）作業計画		1 業務
（2）打合せ協議	着手時・中間・納品時	1 式
（3）資料収集整理		1 式
（4）道路現況平面図修正	地図情報レベル 1000	1.37 km
（5）道路台帳構成要素現地調査		1.37 km

第3章 業務内容

第24条（作業計画）

本業務を円滑に遂行するために、契約締結後 1 週間以内に業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。作業計画書に記載する事項は下記のとおりとする。

- （1）作業概要
- （2）実施方針
- （3）作業工程
- （4）作業組織計画
- （5）打合せ計画
- （6）成果品の内容、部数
- （7）使用する主な図書及び基準
- （8）連絡体制（緊急時含む）
- （9）使用する主な機器
- （10）その他

受注者は、作業計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更作業計画書を提出しなければならない。

監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 25 条（打合せ協議）

業務の着手時及び工種の区切り、成果品納品時において主任技術者と監督員は打合せを行い、その内容についてその都度記録簿に記載するものとする。

原則として、打合せ協議内容を記載した資料等は、事前に提出すること。

回数	時期	内容（提出物など）
着手時	契約締結後 1 週間以内	・発注者・受注者・システム管理者による合同打合せとする。 ・発注者は事前に打合内容、確認事項、現地調査手順書、詳細工程表を提出すること。
中 間	契約締結後 2 か月以内 その他必要に応じて適切な時期実施	・テストデータ；認定 1 路線・区域変更 2 路線程度
納品時	成果品納入時	・成果品 1 式

第 26 条（資料収集整理）

本業務に必要な資料を収集し整理するものとする。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| （１）数値地形図【道路現況平面図】データファイル；拡張DMフォーマット | 1 式 |
| （２）道路台帳現地調査用図面（修正対象箇所） | ；普通紙 1 式 |
| （３）道路台帳区間属性データ（修正対象路線） | ；Excel データ 1 式 |
| （４）認定路線網図 | ；SFC及びPDF データ 1 式 |
| （５）補正対象路線一覧表・告示資料 | 1 式 |
| （６）その他本業務に必要な資料 | 1 式 |

第 27 条（道路現況平面図修正）

道路現況平面図（数値地形）データファイル（以下「旧数値地形図データ」という。）の経年変化修正するものである。

（１）現地修正測量

補正路線（区間）【測量幅：道路区域外片側 10m までの範囲】を対象に基準点又は TS 点に TS 又は GNSS 測量機等を整置し、地形・地物等の水平位置及び必要に応じて標高を求めるものとする。座標系は世界測地系（測地成果 2011）とする。

（２）修正数値編集

現地修正測量の結果に基づき、図形編集装置を用いて、新たに取得した修正データと旧数値地形図データとの整合性を図るための編集等を行い、編集済数値地形図データを作成するものとする。

編集済数値地形図データは取得された修正データを用いて、旧数値地形図データの経年変化修正等を行い作成するものとする。

編集済数値地形図データの点検は、スクリーンモニター又は自動製図機等によるその出力図を用いて行うものとする。

編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。

（３）数値地形図データファイルの更新

製品仕様書に従って編集済データより編集済数値地形図データファイルから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

(4) 品質評価

数値地形図データファイル成果について製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか品質評価手順に従い品質評価を実施するものとする。評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

(5) メタデータの作成

数値地形図データファイルのメタデータの作成は、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

第 28 条（道路台帳現地調査）

道路台帳図及び調書の更新に必要な道路構成要素を現地にて測定調査し、修正済現地調査図面及び区間属性データとして整理するものである。

本作業の成果は T A I M S に取込み道路台帳図及び調書作成に使用するため、受注者は契約締結後 2 か月以内にテストデータ（認定 1 路線・区域変更 2 路線程度）を提出し、システム管理者によるデータ検証を受けるものとする。

(1) 現地調査手順書作成

受注者は、道路台帳現地調査手順書を作成し、発注者及びシステム管理者の承認を得るものとする。

(2) 現地調査

道路台帳現地調査手順書に基づき、補正路線（区間）を対象に道路構成要素を現地にて測定・調査するものとする。

現地測定調査地点は、道路構成要素の変化点及び既存道路台帳平面図の路線分割線を考慮して行うものとする。

現地調査での判断が困難な事項等があれば必要に応じて、デジタルカメラ等にて現地写真を撮影し現地調査資料としてとりまとめる。

現地調査時に、補正箇所前後の区間の幅員も計測し、現地調査図面に記載するものとする。

《調査項目》

①道路構成要素

- 1) 起点終点位置。
- 2) 道路区間ごとの道路幅員、舗装種別
- 3) 歩道（マウンドアップ、駒止ブロックによる歩道、安全柵等で区画された歩道等）
- 4) 分離帯
- 5) 側溝（L 型・U 型の区分、蓋の有無の区分及び寸法）

②道路構造物

- 1) 橋梁（名称・橋種・幅員・延長・その他）
- 2) 踏切（名称・延長・幅員・交差角度・その他）

③道路の主要な付属物

- 1) 歩道橋
- 2) 安全柵・防護柵（ガードレール・ガードレール等）
- 3) 駒止め
- 4) 街路灯・道路照明灯
- 5) 植樹柵

- 6) カーブミラー
- 7) 信号灯(歩行者信号灯は含まない)
- 8) 道路標識

④道路占用物

- 1) 電力柱(電力柱)
- 2) 電話柱(電話柱、携帯関係柱)
- 3) マンホール(消火栓、下水、電気、電線)

《注意事項》

①安全管理

- 1) 現地調査は安全を確保しながら調査する。
- 2) 周囲の状況を確認し、自分やパートナー及び歩行者、自転車等の安全を確保する。

②道路幅員・歩道

- 1) 現地調査図面と現況を比較し、道路形状及び幅員の変化している箇所の測定を行い、現地調査図面に寸法を記載する。寸法記載方法は、既設構造物等からのオフセット数値にて記載する。
- 2) 幅員が 50 cm 以上の変化点、構造物の変化点は必ず計測する。
- 3) 区間切りされている箇所で直角方向の幅員を計測する。
- 4) 幅員が変わらない路線についても 50m ごとに 1 箇所は計測する。
- 5) 道路幅員は cm 単位で計測し、m 単位で表記する。(例：4.02・3.00・4.10)
- 6) 原則として舗装幅員とする(境界石等がある場合を除く)。
- 7) 歩道がある場合は車道幅員と歩道幅員は別々に表記すること。
- 8) 間詰めコンクリート等の場合、原則自由勾配側溝の裏まで計測する(境界石等がある場合を除く)。
- 9) 擁壁は、天端幅を計測する。(例；天 0.3)
- 10) コンクリート壁がある場合は、天端幅を計測する。(例；天 0.4)
- 11) 舗装されていない山道等の幅員計測は、原則として草の生え際間を幅員として計測する。
境界杭がある場合は境界杭で計測する。実測値と道路台帳図・調書の値を比較して幅員を決定すること。
- 12) 分離帯及び側帯の計測について、側帯は基本 0.25m とするが、白線がある場合は白線中央から路面部分を計測する。
- 13) 橋梁は、延長 2.0m 以上、幅 1.0m 以上を計測する。

③舗装種別

- 1) 舗装種別の確認は、現地にて目視により行い、表記は下記のとおりとする。
 - ・ グランド(砂利) ; G
 - ・ コンクリート ; C o
 - ・ インターロッキング ; B
 - ・ 高級アスファルト ; A
 - ・ 簡易アスファルト ; a
 - ・ 石畳 ; 石
- 2) 舗装種別が変化する箇所については現地調査図面に区切り線を記載する。区切り線は、既設構造物等からのオフセット数値にて記載する。

④側溝種別調査

- 1) 水路と U 字側溝の取扱いについて、

- ・水路：幅が広く現場打ちコンクリート構造。幅が0.50m（U字側溝と同程度）だが深いもの。用途が田等への水の確保であるもの。ただし、蓋掛け歩道は幅員に含む。
- ・U字側溝：用途が雨水排水であるもの
- 2) U形側溝（有蓋・無蓋）、L型側溝、街渠の測定を行い、寸法を記載する。
- 3) U形側溝、L型側溝ともに外側を測定する。（例；U0.40 フタ無し）
 - ・U形側溝蓋なしの場合、U形側溝の幅員は道路幅員に含めない。
 - ・U形側溝蓋ありの場合、U形側溝の幅員は道路幅員に含める。
 - ・個人宅の出入り口のみ蓋ありの場合、蓋無しとして測定する。
 - ・部分的に蓋あり又はなしの場合は、路線全体的な判断による。
- 4) 流水方向は表記しない。
- ⑤ガードレール・防護柵
 - 1) 現地調査図面に表記されている既存と新規のすべてにおいて現地で直接測定を行う。
 - 2) 新規の場合は図面に記載するため、既設構造物等からオフセット数値にて記載する。
 - 3) 測定箇所は、両端の支柱間を測定する。
 - 4) 表記例は、下記のとおりとする。
 - ・ガードレール；Gr9.00
 - ・ガードパイプ；Gp9.00
 - ・ガードロープ；Gl9.00
- ⑥道路付属物・道路占用物
 - 1) 道路付属物・道路占用物の位置を現地で直接測定を行う。
 - 2) 新規に記載する場合は、既設構造物等からオフセット数値にて記載する。
 - 3) マンホール等は、マンホール位置だけではなくマンホール前後の道路幅員の確認を行うこと。

・下水道マンホール	大きさ 2 mm	⓪
・制水弁／仕切弁	大きさ 1 mm	⓪
・空気弁	大きさ 2 mm	⓪
・消火栓	大きさ 2 mm	⓪

（３）現地調査結果整理

①修正済現地調査図面作成

- 1) 現地調査結果を道路台帳現地調査用図面上に記入整理し、修正済現地調査図面を作成するものとする。修正済現地調査図面は成果品となるため汚さないなど注意を払うこと。
- 2) 修正済現地調査図面は、スキャナ装置により読取分解能400DPIを標準とし入力を行い、幾何補正・公共座標値に統一した編集済ラスタデータとしてファイルするものとする。データ形式はGeoTIFF フォーマットとする。図面余白部分は切除し、図面内図郭部分のみを座標系に統一すること。

②修正済区間属性データ作成

- 1) 修正対象路線（補正箇所前後の区間を含む）の区間データ（Excel）を基に、現地調査結果を反映した修正区間属性データを作成する。
- 2) 修正区間属性データの作成にあたっては、修正数値を直接入力（上書き）するのではなく、修正区間レコードをコピーし、コピーしたレコードに修正数値を入力すること。その際コピー元

- のレコードの削除フラグに“1”を入力し、コピーし数値を修正したレコードの追加フラグに“R4”を入力すること。
- 3) 拡幅、路面舗装変更等により区間を分割する場合には区間番号に枝番を付け、“10-1”のように入力すること。
 - 4) 防護柵の延長は道路の左右の合計延長を入力。
 - 5) 防護柵が複数の区間に跨る場合には、最も若い番号の区間の延長として計上する。
 - 6) 既存調書の区間延長と現地計測延長が大幅に違う場合には、修正前後の路線延長比較表を作成の上、発注者に報告するものとする。

第4章 成果品

第28条（成果品）

本業務における成果品は下記のとおりである。

（1）現地調査手順書	ファイル製本	1 式
（2）道路台帳現況図	修正済 数値地形図データファイル（拡張 DM フォーマット）	正副各 1 部
（3）上記の製品仕様書・品質評価表・メタデータ、データファイル説明書		1 式
（4）修正済現地調査図面		1 式
（5）修正済現地調査図面ラスタデータファイル（GeoTIFF フォーマット）		正副各 1 部
（6）修正済区間属性データ（Excel データ）		1 式
（7）検査報告書		1 式
（8）その他発注者が指示するもの		1 式